

「建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大に係る 長野県地球温暖化対策条例改正」検討報告書（案）の概要

2050年に見据える暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会を実現するため、脱炭素化を一層促進する実行性のある徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大を図る。

1 国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化

（１） 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は、建築物省エネ法において建築物エネルギー消費性能基準への適合を義務としている住宅及び複合建築物の住宅部分で新築に係るもの全てとし、その建築主を対象者とする。

（２） 義務の水準

建築物省エネ法第10条に規定する建築主の適合義務の基準を建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準とする。

		改正前		改正後
UA値／ 地域区分	2 地域	0.46		0.40
	3 地域	0.56		0.50
	4 地域	0.75		0.60
	5 地域	0.87		0.8
B E I		1.0		

2 建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化

（１） 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象は延床面積300㎡以上の新築建築物とし、その建築主を対象者とする。

ただし、法令等により設備を安全に設置できない場合や知事が再生可能エネルギー設備の導入が困難と認める建築物などは、適用の対象外とする。

（２） 義務の水準

対象となる建築物の延床面積に比例した量とする。ただし、合理的な理由（経済的理由を除く。）により設置する再生可能エネルギー設備のエネルギー量が基準を満たさない場合には、義務付けるエネルギー量を緩和する。

（基準） 熱及び電気量＝4.1万MJ＋30MJ×延床面積 （5万MJ～50万MJ）

（合理的な理由の例）

- ・建築面積が小さく再生可能エネルギー設備を設置できるスペースが限定されている
- ・屋上又は敷地を駐車場や緑化などに利用し、設置できるスペースが限定されている など

3 設計者から建築主に対する説明義務化

（１） 義務の対象となる建築物及び義務対象者

義務の対象者は、建築主から延床面積10㎡超の建築物の設計委託を受けた設計者とする。

（２） 義務の内容

建築物の新築に当たり、建築主に対し、義務の対象となる建築物に係るライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置や再生可能エネルギー設備の導入に係る情報を説明する。

（具体的な説明事項）

- ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置
- ・導入が可能な再生可能エネルギー設備の種別 など